

行政の窓

改正クリーンウッド法の施行について

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」は、合法性が確認された木材の流通を促進する法律です。違法伐採対策のさらなる強化のため、令和7年4月1日に改正され、素材や木材を譲り渡す場合は合法性に関する情報提供などが必要になりました。

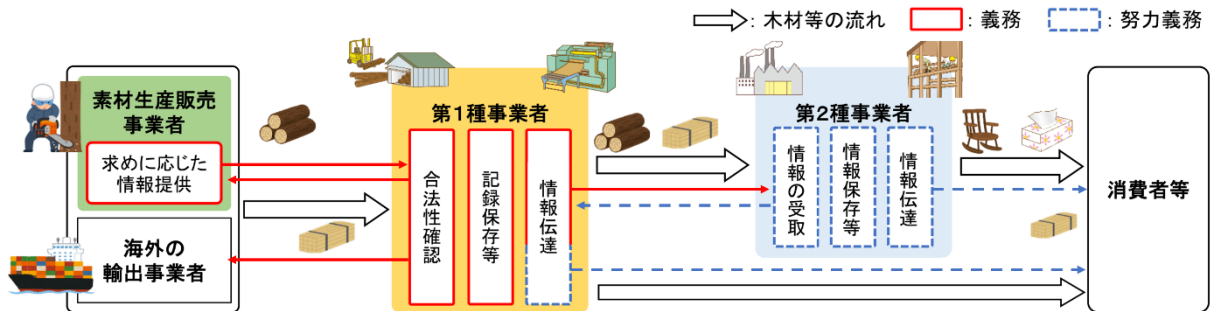


図 改正クリーンウッド法により木材等の譲り渡しに伴う義務と努力義務

【素材生産販売事業者】

- 素材生産販売事業者って？
 - ・伐採と販売を行う素材生産事業者（※伐採のみを受託している場合は該当しません）
- 何を情報提供すればいいの？
 - ・樹種、伐採地域、伐採届の写し等の証明情報（以下、原材料情報）
（※素材生産販売事業者が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」における道森連や道木連など関係団体の認定を受けている場合は、本ガイドラインの認定事業者として発行した証明書を活用できます。）

【第1種（木材関連）事業者】

- 第1種木材関連事業者って？
 - ・木材等の譲り受けと譲り渡しの両方を行う事業者のうち、川上・水際の、国内市場に最初に木材等を持ち込む者（原木市場、原木流通事業者、製材工場、木材等を輸入する事業者等）
 - ・素材生産販売事業者から木材等を購入して自家消費するFIT/FIP認定事業者
- 木材等って具体的にはどういうもの？
 - ・素材、板材、単板や構造用パネル、合板や集成材、のこくずやチップ、林地残材などの木材
 - ・家具や戸のうち、主な部材に木材を使用したもの、木材パルプ、コピー用紙などの物品
（※パーティクルボードや繊維板（MDF）、輸送用木箱は木材等には含まれません。）
- 何をすればいいの？
 - ・素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲り受けるときに、原材料情報を収集し、合法性を確認する
 - ・合法性を確認したことを記録し、保存する
 - ・木材関連事業者に木材等を譲り渡すときに、原材料情報の収集結果や合法性の確認結果についての情報を書面やメールで伝える（※口頭は不可）

クリーンウッド法の詳細、木材関連事業者の登録制度、原材料情報等の管理・伝達システムやお問い合わせ窓口などについては、次の林野庁ホームページをご参照ください。

クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



（水産林務部林務局林業木材課林業木材係）